

令和 8 年度 事業計画書

公益財団法人 三徳庵

1. 事業実施方針

我が国においては人口減少や高齢化の進行に伴い、さまざまな問題が指摘されているが、茶道界も例外ではない。茶道人口の減少に加えて、茶道文化を支える関連産業の担い手不足などの課題が顕在化している。そのような状況下で、茶道文化への入口を広く社会に開く重要性がいままでに高まっている。

本法人は、日本特有の伝統文化である茶道を保存、伝承し、茶道の実技や茶道文化研究の成果に触れることができる環境や機会を創出することで、日本の茶道文化の振興と発展に寄与することを目的として各種事業を実施している。

令和 8 年度においては、次の事項を重点として事業を実施する。

茶道人口の拡大に向けた文化体験機会の充実

茶道文化の普及を担い、社会に貢献する人材の育成及び活動基盤の整備

2. 公益目的事業

(1) 茶道文化研究に関する学術的研究を振興するための顕彰・助成および研究

目的: 毎年出版されるすぐれた茶道文化研究を顕彰するのみならず、外部の研究者の茶道文化研究をも助成、あわせて独自の調査研究を行い、それらの成果を公開することで、茶道文化研究に関する学術的研究を振興する。

事業内容:

1) 茶道文化研究の顕彰

すぐれた研究図書に関して茶道文化学術賞・茶道文化学術奨励賞を贈呈して、顕彰する。

選考方法: 事務局提出の対象書籍リストに対して、有識者によって構成される選考委員会において、公開された選考基準に基づき選考を行う。

顕彰: 茶道文化関係者を集めて、対象者への贈呈式を行いその成果を顕彰する。本年度は、令和 7 年度の対象者の顕彰と令和 8 年度の対象者の選考を行う。

2) 茶道文化研究への助成および共同研究

外部研究機関や研究者との共同研究等を通じて、研究機会の創出及び研究成果の蓄積を図る。なお、共同研究先の選定等に当たっては、専門的かつ透明性の高い基準に基づき公平に行う。

3) 茶道文化の調査研究

「茶道の芸術社会学研究」の課題遂行の一環として、JSPS 科研費・基盤研究(C)「16 世紀における喫茶文化史の再構築―御成・茶の湯を中心に―」に協力し、その成果の普及及び社会還元に資する活動を論文集・講演会等の形で行う。

(2) 茶道文化体験の提供及び茶道文化体験を提供できる茶道普及者の育成

目的: 茶道文化の普及を図るため、広く一般市民を対象とした体験機会を提供する。実施にあたっては、行政機関ならびに日本文化の普及を目的とする関係団体と必要に応じて連携し、それぞれの専門性や地域特性を活かした取組を通じて、社会における茶道文化に触れる機会の拡充を図る。育成事業では、茶道体験を広く社会へ提供し、日本文化の魅力を伝える役割を担う人材の育成を図る。

事業内容:

1) 体験事業

茶会の実施: 財団施設等で茶会を主催することに加え、寺社・美術館・公共施設での茶席を担当することで、広く一般市民が茶会体験に参加する機会を増やし、茶道文化への理解促進に寄与する。

茶会主催: 年間 7 日開催、参加者 1,300 名

茶席担当: 年間 3 日担当、参加者 800 名

呈茶席担当: 年間 2 日担当、参加者 600 名

受託講座: 学校教育の現場や地域団体、カルチャーセンターなどの茶道講座を受託し、次世代や地域社会における茶道文化への親しみを広げることに寄与する。

受託講座: 年間 6 講座、受講者 70 名

普及講座: 広く一般市民に向けた普及講座を主催し、茶道文化の持つ精神性や社会的価値の再認識に寄与する。

普及講座: 年間 5 講座、受講者 40 名

2) 育成事業

茶道講座の開催: 本部教場において、年間を通して広く一般に向けた茶道講座を開設し、本法人の定款に掲げる「大日本茶道学会茶道」の保存・伝承を図ると同時に、茶道文化普及に必要な知識・技能の獲得を促進する。

通年講座: 年間 50 クラス、受講者 700 名

特別講座: 年間 5 講座、受講者 570 名

教習段階の認定: 「大日本茶道学会茶道」の保存・伝承の一環として、特定の所属に関わらず広く一般に門戸を開き、同茶道の教習段階の認定を行って茶道教授者等の資格を付与する。これにより、単なる技能の習得にとどまらず、茶の精神を体現し広く社会に茶道文化を伝える「茶道人」の育成を図り、地域社会における日本文化の普及に寄与する。

資格段階 9 段階、認定数 1,170 件

点前体系の公開: 茶道文化の正確な理解と普及を促進するため、大日本茶道学会茶道の点前体系に関する資料を整備し、広く誰もが手に入れられる伝書・点前教本・解説書の形で社会へ公開する。

本年度は、『茶通箱』の改版を行なう。

3. 収益事業

茶道文化を学習する上で不可欠な書籍や茶道具について、学習者の適正な環境整備の観点から広く一般に向けて提供する。

仕入れ書籍 17 点

販売道具 27 点

4. 広報事業

- (1) ホームページによる情報発信
- (2) 広報誌「槐」の発行
- (3) 茶道文化に関連した取材対応

5. 法人運営

本法人の適正かつ円滑な透明性の高い運営を図るため、次の業務を実施する。

- (1) 理事会及び評議員会の開催
- (2) 本法人の事業を支援する賛助会員制度の運営を行い、会員の拡大及び会費収入の確保に努める。

(3) 事務局の運営及び管理業務

(4) コンプライアンス体制の確保（内部統制、利益相反管理、個人情報保護等を含む）

(5) 関係団体との関係の整理及び連携

本法人は、関係団体との連携関係を踏まえつつ、茶道文化の振興という公益目的の実現に資するよう、情報提供や意見交換等を通じて各団体における自主的かつ公益的な活動の推進を促す。なお、各団体の事業は本法人の公益目的事業とは明確に区別して取り扱う。

以上の事業を実施することにより、本法人の目的である日本の茶道文化の振興と発展及び公益の増進に寄与する。